

国連世界観光機関(UNWTO)賛助加盟員 (アフィリエイト・メンバー) プログラム

- 加盟手続(申請用) - ※2022年6月14日時点におけるスケジュール

申請に必要な書類

- ①申請書 (UNWTO Affiliate Membership Application form)
- ②世界観光倫理憲章への同意書
(declaration of commitment to the Global Code of Ethics for Tourism)
- ③UNWTO憲章への同意書 (acceptance of the Statutes of the Organization)
※②③はUNWTO本部よりテンプレートを送付
- ④政府観光当局発給公式推薦状 (Letter of official support)
※こちらは日本政府 (観光庁) より直接UNWTO本部に提出されます。

①申請書の提出について

UNWTO賛助加盟員のウェブサイト内(AM Connected)にアクセスし、画面上で言語を英語に変更してください。
リンク先 : <https://amconnected.unwto.org/app/Login>



画面が英語に切り替わったら左下の“What do we offer?”の下にある「Application Form」をクリックし、記入・送信してください。

What do we offer?

- Network with Governments and Connect with the international tourism community.
- Be part of the United Nations and contribute to address the challenges of today.
- Access the publications, reports and data provided by UNWTO: e-Library, UNWTO Barometer, UNWTO Statistical Data and Joint Reports UNWTO - Affiliate Members-

[Application Form >](#)

Future events:

34th Regional Commission for Asia Pacific and South Asia



14/06/2022

TBC, Maldives

②③同意書の提出について

申請書の送信後、登録したメールアドレスにUNWTO本部賛助加盟員部(AMD)から自動確認メールが届きます。また別途、AMDの担当者から②③のテンプレートが送付されます。

②③の記入後、データでAMD担当者にお送りください (原本の送付は不要です)。
※お手数ですが、①及び②③を送信後、UNWTO駐日事務所にご連絡ください。

受信した申請書はAMDにおいて「賛助加盟員の規約・法的枠組み」に沿って、申請団体がすべての基準を満たしているか確認作業を行います。必要に応じて、UNWTO本部より追加情報が求められることもあります。

④政府観光当局発給公式推薦状(Letter of official support)について

AMDにおける①～③の確認後、UNWTO本部より観光庁へ公式推薦状の発行が依頼され、観光庁にて政府観光当局発給公式推薦状(letter of official support)が発行されます。

※公式推薦状を観光庁からUNWTOへ発出する前に一度、観光庁およびUNWTO駐日事務所による説明会を実施致しますので、観光庁から加盟申請団体様へ連絡がございます。説明会の際には、申請書に記載いただいた「Description」の和訳を提出ください。

説明会では、国内賛助加盟員に参加いただく「UNWTO活用検討会」のご案内等の諸説明をさせていただきます。

公式推薦状は観光庁において発行のうえ、AMDへ直接送付されます。

※加盟申請団体様に対応いただく必要はありません。

⑤承認手続について

※賛助加盟は、UNWTO執行理事会（年2回開催）による仮承認を経て、UNWTO総会（2年に1回開催）により本承認されます。

すべての資料の締切はUNWTO執行理事会開催前の6週間前となり、それ以降の提出となった場合、次回の執行理事会での審査となります。申請いただくタイミングやその他の内部プロセス等により、直近の執行理事会で申請いただくことが叶わない場合がございます。あらかじめご了承ください。

UNWTO執行理事会（※）開催時の「賛助加盟員審査委員会」による仮承認

仮承認通知書が届き次第、UNWTO賛助加盟員として各種プログラムに参加可能となります。

（※）次回は第117回UNWTO執行理事会（開催予定時期：2022年下半年、開催予定地：モロッコ）

UNWTO総会（※）による本承認

本承認後、UNWTOから加盟申請者に承認通知が送付されます。

本承認後、申請団体様は、承認通知書のPDFを観光庁、UNWTO駐日事務所へそれぞれ送付下さい。当年12月までの年会費月割按分が請求されます。（年€2500）

（※）次回は第25回UNWTO総会（開催予定時期：2023年、開催予定地：ウズベキスタン）

【担当窓口】

加盟申請書類及びプログラムについてのお問い合わせ先

国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所

（一般財団法人アジア太平洋観光交流センター）

Email: info@unwto-ap.org / TEL: 0742-30-3880 担当：吉田

公式推薦状についてのお問い合わせ先

国土交通省 観光庁国際関係参事官室

Email: hqt-unwto@gxb.mlit.go.jp / TEL: 03-5253-8922（直通）